

平成20年6月山口県議会：岡村精二一般質問と答弁
(青少年健全育成条例関係のみ)

青少年健全育成条例の改正後の対応と効果についてお伺いいたします。

「川上がきれいになって、川下がきれいになる」といいますが、青少年の健全な育成を害するおそれのある環境から青少年を守ることは、大人の責任です。

一昨年10月、山口県では青少年健全育成条例が改正され、有害図書の規制については罰則規定を設け、日本一厳しい内容になり、深夜外出規制を強化されました。

条例は改正されましたが、その実効性が大きな課題です。

有害図書の販売、深夜外出制限について、条例改正後、具体的にどのような対応が行われたのか。

とくに有害図書の販売については、その具体的な陳列方法を規定したが、条例の周知、販売店への指導など、現状と今後の対応についてお伺いいたします。

答弁

(2) 青少年健全育成条例について

県では一昨年、青少年健全育成条例を改正したが、有害図書の販売、深夜外出制限について、条例改正後、具体的にどのような対応が行われたのか。

特に有害図書の販売については、具体的な陳列方法を規定したが、条例の周知、販売店への指導など、現状と今後の対応について伺う。

(健康福祉部長)

教育問題に関するお尋ねのうち、青少年健全育成条例についてお答えいたします。

県といたしましては、条例改正を実効あるものとするため、昨年6月、学識経験者、関係事業者等からなる「こども環境クリーンアップ推進協議会」を設置し、青少年に有害な環境の浄化に向けた取組の強化を図ってきております。

お尋ねの有害図書や深夜外出制限につきましては、これまで、条例の説明会等を通じて、関係事業者に対し周知・徹底を図ってきたところであり、昨年7月には、「こども環境クリーンアップ作戦」を県下一斉に展開し、市町、警察、青少年育成ボランティア等と連携して、有害図書の陳列方法等についての点検・指導や深夜営業施設に対する巡回指導を重点的に行ってきたところです。

特に、有害図書については、その後も継続して指導するとともに、広域的にチェーン展開している書店等の本社に対し、改善を要請したところであり、こうした取組の結果、本年2月の調査では更に改善が進むなど一定の成果が上がってきております。

今年度においては、事業者団体との会議等を通じて一層の徹底を図るとともに、立入調査員を対象とした研修を新たに実施し、地域における環境浄化活動を強化してまいります。

県といたしましては、今後とも、地域住民の参加と協力を得ながら、市町や警察等との緊密な連携の下、条例遵守の徹底を図ってまいります。